

子どもショートステイ（協力家庭）

令和5年度

ご家庭において一時的にお子さんの養育が困難となり、ほかに養育ができる方がいないときに、区が委託する協力家庭でお預かりします。

サービスの種類	ショートステイ
養育内容	宿泊型：24時間のお預かり 日帰り型：7時から20時までの間で、4時間以上10時間以内のお預かり
対象児童	区内に住所がある生後43日から18歳未満のお子さん
利用要件	保護者の方が以下のいずれかに該当し、児童を養育する者がいない場合 (1) 疾病や出産等のため入院または通院する場合 (2) 家族の疾病等によりその介護に従事する場合 (3) 育児疲れ、育児不安などで養育が困難な場合 (4) 事故や災害にあった場合 (5) 学業や仕事に伴う都合、冠婚葬祭等への出席などによる場合 (6) その他、区長が必要と認めた場合
利用日数	宿泊型・日帰り型併せて4月からの1年間に14日以内 <日帰り型は1回0.5日で換算> ※連続して利用する場合は、最長7日間まで（宿泊は7泊8日まで）
費用 ※生活保護受給世帯は免除 非課税、就学援助世帯は半額	宿泊型：1泊24時間2,500円 日帰り型：4時間以上10時間以内1,500円 (食事代込み)
定員	1協力家庭につき1人（兄弟姉妹の際は要相談）

- ◆ 初めのご利用の場合 ※申込みは利用日の7日前までをお願いします。
- ◆ お子さんの発達面で気になることがある場合はあらかじめお知らせください。
- ◆ 協力家庭の都合がつかず事前面談が行われなときはご利用できない場合があります。ご了承ください。
- ① まずは、『子ども家庭総合支援センター子育てサポート』5944-2381へ電話をかけ、希望日時をお知らせください。
※利用日の1か月前から申込をお受けします。
- ② 『子ども家庭総合支援センター』の窓口で申請書を記入してください。
申請書の記入は利用日の4日前までをお願いします。
※申請者の本人確認資料(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)をご持参ください。
郵送での申請書提出も可能です。ホームページから申請書をダウンロードし、記入例を参考にして必要事項を記入し、上記本人確認資料の写しを同封して子ども家庭支援センターまで郵送してください。
ホームページから電子申請もできます。<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kosodate/azukeru/short/1031687.html>
- ③ お子様と一緒に協力家庭で事前面談を行います。(2歳未満のお子さんは母子健康手帳をご持参ください)
※事前面談の結果、ご利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ④ ご利用の可否をお知らせします。
※非課税・就学援助世帯、生活保護受給の方は申し出てください。(減免制度があります)
※1回の申請においては、最長7日間利用できます。
- ◆ 2回目以降のご利用の場合も上記子育てサポートに予約電話をし、利用日4日前までに申請書を記入してください。郵送、電子申請も可能です。
※1回目と同じ協力家庭利用でしたら事前面談は必要ありませんが、違う協力家庭利用の際は事前面談が必要です。その結果、ご利用できない場合がありますのでご了承ください。
*利用日のお子さんの健康状態によってはお預かりできない場合がありますのでご了承ください。
*感染症等の場合はご利用できません。学校・学級閉鎖、ご家族が感染症の場合も利用できません。
*常時医療的な処置が必要なケガや病気の状態も利用できません。
*協力家庭による薬の服用はできません。
*利用中に協力家庭宅の設備・器具等を破損した場合は、実費相当額を弁償していただくことがあります。



ご利用の前に、必ずお読みください



◎利用の際の持ち物には必ずすべてに記名してください

- * 持ち物は年齢により異なりますので、詳しくは面接時に説明します。
- * ゲーム・携帯電話は、原則持込み禁止です。

◎ご利用にあたって

- 協力家庭への送りは午前7時から、迎えは午後8時までをお願いします。時間厳守です。
※保護者以外が送迎する場合は、事前にお名前・連絡先をお知らせください。

●ご利用のキャンセルや利用時間の変更などは、早めに連絡をお願いいたします。

協力家庭の都合によりお預かりの延長ができない場合がありますのでご了承ください。また、お迎えの時間に遅れると、利用料金が追加される場合がありますのでご注意ください。

利用日前日の午後5時までにキャンセルのお知らせがない場合は、キャンセル料がかかります。初日利用分の料金を協力家庭に直接お支払いください。

- ショートステイ利用中に保育園・学校・習い事等に通う場合は、送迎が協力家庭になることを、事前に保育園・学校・習い事先等に連絡してください。お子さん1人での通園・通学等はできませんのでご了承ください。
- 持病等での定期的な通院の付き添いはできません。予めご承知おきください。
- 養育中に必要とした交通費・日用品等の経費・緊急の医療費は保護者の負担になります。

◎食事の提供について

- 下記の時間以降からの利用の際は食事は持参するか、あるいは済ませてからお連れください。
 - 朝食……………午前8時からの利用
 - 昼食……………午後1時からの利用
 - 夕食……………午後7時からの利用
- 午後6時までの利用の場合は夕食の提供はありません。

◎緊急連絡先について

災害時や、お子さんの体調が良くないときなどにご連絡させていただきます。協力家庭から着信がありましたら、速やかにご連絡ください。(宿泊・日帰りとも、申請者以外もう一名の緊急連絡先をお知らせください。一時間位でお迎えの出来る方をお願いします。)

※お子様の状態によりお迎えをお願いする場合があります。

◎入浴について

宿泊のご利用の場合は入浴があります。お子さんの体調によっては入浴を控えさせていただくことがありますのでご了承ください。日帰りは入浴はありません。(季節によってはシャワーをする場合あり)

■問合せ



板橋区子ども家庭総合支援センター 子育てサポート

〒173-0001 板橋区本町 24-17 電話 5944-2381

午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始を除く)

